

低入札価格調査基準価格および数値的判断基準（失格基準）の見直し

令和6年4月1日以降に坂出市が発注する建設工事における総合評価落札方式による一般競争入札において、低入札価格調査基準価格および数値的判断基準の算出基準を下記のとおり改正します。

① 低入札価格調査基準価格

現行	改正後
①直接工事費×97% ②共通仮設費×90% ③現場管理費×90% ④一般管理費× <u>55%</u>	①直接工事費×97% ②共通仮設費×90% ③現場管理費×90% ④一般管理費× <u>68%</u>
①～④の合計額 (千円未満の端数は切り捨て)	①～④の合計額 (千円未満の端数は切り捨て)
【上限値】：予定価格の92% 【下限値】：予定価格の75%	【上限値】：予定価格の92% 【下限値】：予定価格の75%

※低入札価格調査基準価格を下回った入札者が落札候補者になると、低入札価格調査が実施されます。(参考1)
また、調査対象とならなかった場合も低入札価格調査基準価格を下回る入札であれば、総合評価における減点の対象となります。(参考2)

② 数値的判断基準（失格基準）

現行	改正後
①直接工事費× <u>90%</u> ②共通仮設費× <u>80%</u> ③現場管理費× <u>80%</u> ④一般管理費×30%	①直接工事費× <u>97%</u> ②共通仮設費× <u>90%</u> ③現場管理費× <u>90%</u> ④一般管理費×30%
①～④の合計額 (千円未満の端数は切り捨て)	①～④の合計額 (千円未満の端数は切り捨て)
【上限値】：予定価格の87% 【下限値】：予定価格の75%	【上限値】：予定価格の87% 【下限値】：予定価格の75%

※数値的判断基準を下回ると失格となるとともに、総合評価における減点の対象となります。(参考2)